

令和5年12月13日

報道関係者各位

大阪府茨木市

指定障害福祉サービス事業者及び指定居宅サービス事業者の指定取消処分について

茨木市は、監査を実施した結果、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき、令和5年12月13日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社トゥレジュール
- (2) 代表者 代表取締役 平松稜子
- (3) 所在地 大阪府豊中市春日町一丁目3番3号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 真ごころ訪問介護ステーション
- (2) 所在地 茨木市豊川四丁目4番11号
- (3) 指定年月日及びサービスの種類
 - ・令和3年12月1日 訪問介護・訪問介護相当サービス（介護保険法）
 - ・令和4年3月1日 居宅介護・重度訪問介護（障害者総合支援法）

3 行政処分の内容及び指定取消年月日

- (1) 処分の内容 居宅介護・重度訪問介護・訪問介護・訪問介護相当サービスの指定の取消し
- (2) 指定取消年月日 令和5年12月31日

4 行政処分の理由

- (1) 指定障害福祉サービス事業者に係る「居宅介護」「重度訪問介護」の指定取消し
以下の事実が判明したことにより、同指定の取消処分を行ったものです。
 - ・不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第8号）
指定申請時に、勤務する予定のない者を管理者兼サービス提供責任者として申請書類に記載し、人員基準を満たしているかのような虚偽の申請を行い、不正な手段により指定を受けた。また、申請書類に管理者兼サービス提供責任者とされた者の虚偽の署名を行い、あたかも本人が署名したかのように見せかけて本市に指定申請を行い指定を受けた。
 - ・不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号）
少なくとも、4名の利用者について、令和4年10月13日から令和4年11月27日までの期間の一部の指定居宅介護の提供において、支援実態がないにも関わらず介護給付費を不正に請求した。

- ・帳簿書類その他の物件の提出拒否（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）
本件事業者に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、指定した期日までにその提出がなかった。
なお、本件事業者代表から、事業所の運営を任せていたと申出のあった別法人代表に対し、帳簿及び書類の提出を求める通知を行ったが、その法人からも指定した期日までに帳簿及び書類の提出がなかった。
- ・人員基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 3 号）
事業所の開設当初（令和 4 年 3 月 1 日）から令和 4 年 4 月 30 日までの間、管理者を事業所に設置していなかった。
令和 4 年 11 月 15 日から令和 4 年 12 月 21 日までの間、管理者及びサービス提供責任者を事業所に配置していなかった。
- ・運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 4 号）
少なくとも、事業所の開設当初（令和 4 年 3 月 1 日）から令和 4 年 12 月 31 日までの期間において、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けていなかった。

(2) 介護保険事業者に係る「訪問介護」の指定取消し

- ・障害者総合支援法に違反（介護保険法第 77 条第 1 項第 10 号）
(1)の違反に伴い、一体的に運営していた同指定の取消処分を行ったものです。

(3) 介護保険事業者に係る「訪問介護相当サービス」の指定取消し

- ・障害者総合支援法に違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号）
(1)の違反に伴い、一体的に運営していた同指定の取消処分を行ったものです。

5 事業者に対する経済上の措置

指定障害福祉サービス事業者の指定が不正の手段による指定であったため、指定時より介護給付費を受ける地位になかったことから、法第 8 条第 2 項の規定により、指定以降に受領した介護給付費について全額の 7, 0 0 4, 0 8 5 円（加算額を除く。）を返還させる。

6 経過

令和 5 年 3 月 27 日	監査（以後令和 5 年 5 月 25 日まで計 10 回実施）
令和 5 年 11 月 22 日	聴聞
令和 5 年 12 月 13 日	処分通知
令和 5 年 12 月 31 日	指定の取消し